

奈良県訓令第五号

各部課室

奈良県議会議員の職にあつた者の待遇に関する規程（昭和四十一年五月奈良県訓令甲第三号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。